

平成31年1月15日開催
介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明会 Q & A

	質問	回答
①	<p>通所型サービス A を利用する対象者は平塚市にどれくらいいるのか。</p>	<p>通所型サービス A の利用ができる対象者は、事業対象者、要支援 1、2 に認定された方であり、本市において概ね 2,500 人程度です。</p> <p>ただし、実際にサービス利用に繋がる方は、通所型サービスにおいて専門職による支援（入浴、排泄、食事等の介助）等、身体に触れる支援を原則として行わないことを前提としたサービス提供により、介護予防が望める方であり、正確な数値を出すことは困難です。従前の通所介護相当の利用者に比べ、実際に利用される方は限定的になることが想定されます。</p>
②	<p>通所型サービスにおける事業対象者の利用区分（週 1 回か週 2 回か）について、誰が決めるのか。</p> <p>「事業対象者であり週 2 回の利用していた方が介護認定申請をして要支援 1 となった場合に週 1 回利用になってしまうこと」、「同じ事業対象者であるにもかかわらず週 1 回利用ができる方と週 2 回利用ができる方がいること」について、利用者の混乱につながる。</p>	<p>通所型サービスにおけるサービス利用者の利用区分（週 1 回か週 2 回か）については、利用者やサービス提供事業所の意見を踏まえたうえで、原則として高齢者よろず相談センターが実施する介護予防ケアマネジメントを通して決定します。</p> <p>事業対象者が週 2 回利用することについては、全国的に国が定める単価により示されているものです。</p> <p>事業対象者が介護認定申請をしたことにより、認定結果によっては利用回数が減ってしまうこともあり得ますが、現状において制度を改正する予定が示されておりませんので、ご理解をいただいたうえで申請していただく必要があると考えます。</p> <p>また、同じ事業対象者であっても状態像や支援方法は対象者により異なることが考えられますので、ご質問いただいたような混乱も想定されますが、ご理解願います。</p> <p>なお、要支援 2 であり通所型サービスを利用していた方が介護認定の更新をせずに事業対象者になることにより、引き続き週 2 回の利用を続けられるような例もあるため、事業対象者が週 2 回の利用が可能なことによるメリットも考えられます。</p>